

# 地域と共生した太陽光発電設備の設置に向けて

山口市では、太陽光発電設備が設置される際、事業者に対して、下記の事項について取り組むようお願いしています。

## 1. 関係法令等の遵守

関係法令:再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法、農地法など

関係法令、説明会及び事前周知措置実施ガイドライン

事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)、

太陽光発電の環境配慮ガイドラインを遵守すること



## 2. 地域住民等への事業内容の周知

FIT/FIP 制度に基づく事業計画認定を受ける場合は、事業者は事業計画

に関する説明会の開催または事前周知措置を実施すること



FIT/FIP 制度を利用しない設備についても、「説明会及び事前周知措

置実施ガイドライン」に記載の内容を参考に、事業計画作成の初期

段階から、地域住民を対象とした説明会の開催など、事業内容の十分な

周知を行うよう努めること

## 3. 太陽光発電施設に関する地域住民への配慮

山口市景観デザインガイドラインに沿って、位置、意匠・形態、付属設備、色

彩、緑化等に配慮して、太陽光発電設備を設置すること

## 4. 設置後の適切な運営

土砂の流出や水害がないように周辺環境との調和に配慮すること

や、繁茂する雑草の対策のほか、反射光等による住環境への影響が

ないように適切に維持管理を行うこと



## 5. 非常時の対応と緊急連絡先の掲示

発電設備の異常または破損により被害が生じる恐れがある場合、または発生した場合は、市や地域住民へ連絡するとともに、被害防止または被害拡大防止の措置をとること

また、見やすい場所に緊急連絡先の掲示を行うこと



太陽光発電事業を行うために自分の土地等の賃貸または売却を考えている方へ

太陽光発電設備を設置することを前提に、自分の土地等を賃貸または売却する場合は、当該設備の設置・発電事業者に対して、地域住民の皆様へ事業計画作成の初期段階から事業内容を周知するように依頼してください。

また、良好な関係を築くために、ご自身からも事前に地域住民の皆様に事業計画等を伝えることも効果的です。

**太陽光発電でお困りの際は、まずは環境政策課・  
お近くの地域交流センターに御相談ください。**

山口市ウェブサイトにて、これまで本市にお問い合わせをいただいた例を掲載しておりますので、御確認ください。

山口市ウェブサイトトップページ > 組織で探す > 環境政策課 > 太陽光発電設備に関する御相談の窓口

<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/53918.html>



お問い合わせ  
山口市環境部 環境政策課 環境共生担当  
TEL:083-934-2687  
E-mail:kankyo@city.yamaguchi.lg.jp